第２　取締役会

３　年間スケジュール

スケジュール

◆大会社・公開会社

日　程	法定期間・期限	手　　続	参　照
4/1		事業年度開始	
4/27		【決議】①決算発表・剰余金の配当見通しの承認＊	1
		②年度上期資金計画（・短期社債の発行）	2
		【報告】1/四期営業・生産計画	3
5/24		【決議】①監査の終了した（連結＊・）単独計算書類、事業報告及びこれらの附属明細書の承認	4
		②定時株主総会招集・議案等の決定	
		（③剰余金の配当の決定＊）	
	3か月以内	④利益相反取引の承認及び報告	5
		【報告】①投融資、債務保証、念書等の残高	3
		②主要関係会社の決算	
6/20		【報告】年度監査計画	3
6/26（総会日）		【決議】①代表取締役の選定	6
		②会長・社長その他の役付取締役等の選定	
		③取締役の業務分担・役職委嘱	
		④重要な使用人の選任	
		⑤取締役報酬等の配分	7
		⑥有価証券報告書等の承認・提出＊	8
		⑦非業務執行取締役等との責任限定契約の締結	9
		【報告】①執行役員の報酬	3
		②製品の需給・マーケット状況（上期）	

		③2/四期営業・生産計画	
	定時株主総会終了後、遅滞なく	【決議】コーポレート・ガバナンス報告書の提出（取締役会全体の実効性の分析・評価等）	10
7/20		【報告】①1/四期（連結・）決算発表＊	3
	四半期終了後45日以内	②四半期報告書の提出＊	8
		③内部統制システムの整備・運用状況	11
9/20		【決議】公表する剰余金の配当方針（中間期末）の承認＊	1
		【報告】①製品の需給・マーケット状況	3
		②3/四期営業・生産計画	
10/25		【決議】①公表する中間決算の承認＊	1
		②剰余金の配当（中間期末）の決定	12
		③年度下期資金計画（・短期社債の発行）	2
	四半期終了後45日以内	④四半期報告書の提出＊	8
11/20		【報告】①原料・資材等購買、環境報告	3
		②安全・衛生の取組み状況	
12/20	（上期終了後3か月以内）	【決議】半期報告書の承認・提出（上場会社等以外の有価証券報告書提出会社）＊	8
		【報告】①製品の需給・マーケット状況（下期）	3
		②4/四期営業・生産計画	
		③投融資、債務保証、念書等の残高	
1/20		【報告】①3/四期（連結・）決算発表＊	3
	四半期終了後45日以内	②四半期報告書の提出＊	8
2/20		【報告】知的財産の開発・活用状況	3
3/5		【決議】①重要な組織の改正	13
		②役員の管掌変更、重要な使用人の選任	6
3/28		【決議】翌年度　設備予算編成方針	14
		【報告】①翌年度　研究開発計画	3
		②春季交渉、その他人事・労働情勢	

※　なお、非大会社・非公開会社においては、＊を付した項目は不要

解　　説

(1)　取締役会の設置要件

公開会社、監査役会設置会社、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社においては、取締役の全員（3人以上）から構成される取締役会を必ず設置しなければなりません（会社327①・331⑤）。

他方、監査役会を置かない非公開会社等上記に該当しない会社は、取締役会を置くか否かは任意です。したがって、このような会社においては、シンプルな機関設計ができますが、株主総会の必要的決議事項の範囲が広く（例えば、譲渡制限株式の譲渡等承認（同139①）、自己株式の取得価格等の決定（同157①）、競業取引・利益相反取引の承認（同356①）等）、株主総会が、会社法に規定する事項及び会社の組織、運営、管理その他会社に関する一切の事項について決議することができるとされています（同295①）ので、それらの点も考慮したうえで会社の適切な機関設計をする必要があります。

(2)　取締役会の職務及び決議事項

取締役会の職務は次のとおりであり、法令・定款により株主総会の決議事項とされた事項を除いて、会社の業務執行全てについて決定をする権限を有しています（会社295②・362②）。

①　会社の業務執行の決定
②　取締役の職務の執行の監督
③　代表取締役の選定及び解職

会社法は、株主総会の招集（同298④）、代表取締役の選定・解職（同362②三）、業務執行取締役（取締役会決議に基づき業務を執行する取締役として選ばれた者をいいます。以下同じ）の選定（同363①二）、公開会社における募集株式の発行についての募集事項の決定（ただし、有利発行に当たらない場合（同201①）。）、計算書類等の承認（同436③）、中間配当の決定（同454⑤）等の個別事由に加え、指名委員会等設置会社及び監査等委員会設置会社を除く取締役会設置会社においては、次に掲げる事項について、その決定を取締役に委任することができないと規定しています（同362④）。したがって、これらの事項は全て取締役会で決議しなければなりません。その具体的な項目や金額等の付議基準については、会社の資産規模等を勘案して取締役会規程や付議基準等として定めておくのが一般的です。

①　重要な財産の処分及び譲受け
②　多額の借財
③　支配人その他の重要な使用人の選任及び解任
④　支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
⑤　募集社債に関する事項
⑥　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令（会社規100）で定める体制（いわゆる内部統制システム）の整備

なお、大会社である取締役会設置会社においては、この体制整備の決定が義務づけられています（11参照）。

⑦　定款の定めに基づく取締役、監査役らの責任免除

⑧　その他の重要な業務執行の決定

コラム

○監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社の取締役会の決議事項

監査等委員会設置会社（ただし、定款で定める場合又は取締役の過半数が社外取締役である会社に限ります。）及び指名委員会等設置会社においては、上記の決議事項のうち、①重要な財産の処分及び譲受け、②多額の借財、③支配人その他の重要な使用人の選任及び解任、④支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止並びに⑤募集社債に関する事項の決定については、各取締役や執行役に委任することができます（会社399の13⑤⑥・416④）。

これは、いわゆるモニタリング・モデルの機関構成をとる2つの類型の会社においては、各取締役ないしは執行役をいわゆる経営者と位置付け彼らに大きな業務執行権限を付与する一方で、取締役会にはその監視・監督機能を主な役割として期待することを企図していることによるものです。

○特別取締役制度

会社法では、次の要件を満たす取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除きます。）は、上記の決議事項のうち、①重要な財産の処分及び譲受けと、②多額の借財に当たる事項については、あらかじめ選定した3人以上の取締役（特別取締役といいます。）のみから構成される取締役会において決議することができる旨を定めることができるとされています（会社373①）。この場合、監査役も互選によってこの取締役会に出席する監査役を定めることができます（同383①）。なお、その決議結果は、特別取締役の互選により定めた者が、決議後遅滞なく、他の取締役に報告しなければなりません（同373③）。

＜要件＞

①　取締役の数が6名以上であること

②　取締役のうち1名以上が社外取締役であること

これは、旧商法特例法上認められていた重要財産委員会制度を基本的に踏襲した制度であり、より機動的な経営を確保するためのものとされていますが、現状ではあまり使われていないようです。

(3)　取締役会の報告事項

ア　取締役会が各取締役の業務執行状況を適切に監督することができるよう、代表取締役及び業務執行取締役は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を取締役会に報告しなければなりません（会社363②）。そして、この報告は省略をすることができませんから（同372②）、取締役会設置会社においては少なくとも3か月に1回以上、取締役会を招集することになります。

イ　一般的に、各担当取締役から行われる報告事項には、会社の営業状況、生産状況、損益状況のほか、総務、人事、財務、購買、環境、研究開発等各部門の重要事項、さらには重大な災害・事故や主要関係会社の決算状況等が含まれます。

また、上場会社等においては、期中における足元の業績動向をよりタイムリーに株主その他の投資者に伝えることができるよう、会計監査を経た四半期報告書を各四半期経過後45日以内に内閣総理大臣（財務局長等）に提出することが義務付けられていますので、その内容をあらかじめ取締役会に報告することも必要です（金商24の4の7①・193の2、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令1）。

これらの具体的な項目や報告の頻度についても、会社の事業内容・環境・組織運営等を勘案して取締役会規程や報告基準等として定めておくのが一般的です。

(4)　取締役会の省略

会社法においては、定款に定めることにより、取締役が取締役会の決議の目的事項について提案をした場合において、議決に加わることのできる全ての取締役が書面等により同意の意思表示をしたときは、当該提案（議案）を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなして取締役会の開催と決議を省略することができます。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではありません（会社370）。

また、取締役や監査役等が、取締役（及び監査役設置会社においては監査役）の全員に対して取締役会に報告すべき事項を通知したときも、改めてこれを取締役会に報告する必要はありません（同372①）。ただし、この制度は、(3)で述べたとおり、取締役会における3か月に1回以上の職務執行状況の報告義務（同363②）には適用されません（同372②）ので注意してください。これらの取締役会の省略の制度の利用について、会社法上は、特に制限は設けられていませんが、実務上は、取締役会決議に急を要する場合や、議題が簡単な報告事項に限られているような場合等において、効率的な運営の観点から、取締役等の善管注意義務の観点も踏まえつつ、利用することが考えられます。

◇　　◇　　◇

1　（連結・）単独決算発表・剰余金の配当見通しの承認

第1章　第1　1・2の4を参照してください。

2　資金計画・多額の借財　　▶会社362

一般的に、会社は、各期末に策定する翌期の営業・製造・設備投資等の計画（予算）や借入金の返済時期等をもとに、調達すべき資金の計画を策定することになるでしょう。

この資金計画には、金融機関からの借入れのほか、短期社債（ＣＰ）その他の社債の発行（計画）、債務保証等が含まれ、その実行を具体的に決定する場合や実行の細部を財務管掌の取締役や執行役員らに授権（委任）するような場合は、取締役会の決議事項である「多

額の借財」（会社362④二）に当たり得ますから、その場合取締役会の承認が必要になります。

なお、「多額」に当たるか否かは、その借財の額、その会社の総資産及び経常利益等に占める割合、借財の目的及び会社における従来の取扱い等の事情を総合的に考慮して判断することになります（東京地判平9・3・17判時1605・141）。

3　取締役会の報告事項　▶会社363

上記の解説(3)「取締役会の報告事項」を参照してください。

4　計算書類・事業報告等の承認、剰余金の配当、株主総会招集・議案等の決定　▶会社298・436・444

第1章　第1　1・2の9を参照してください。

5　利益相反取引の承認及び報告　▶会社356・365

取締役が、自己のために又は他者の代理人や法人等の代表者として（第三者のために）、会社と取引をしようとするときは、双方の間で利害が相反し、会社に不測の損害が生じるおそれがありますから、その取引内容、金額、時期等の重要な事実を開示して取締役会の承認を受けなければなりません。会社が、取締役個人や取締役が代表者を務める法人の銀行借入に関し保証を引き受ける場合等、いわゆる間接取引を行う場合も同様です。なお、取締役会を設置していない会社においては、株主総会の承認が必要となります（会社356①二・三・365）。

この会社法の定めは、取締役が自己又は第三者の利益のために、会社の利益を犠牲にして勝手な取引を行うことを予防することを目的としていますから、取締役会における承認は、原則として取引の開始前に行う必要がありますが、取締役が代表者を務める関係会社との間の定常的な取引や金額の大きくない取引については、その契約条件や取引金額等を明らかにしたうえで、決算期にまとめて事後承認を与えることも許容されると考えられます（例えば、3月決算期の会社は、4月又は5月に開催される取締役会において承認を得ることになります。）。なお、実質上利害対立のおそれのない完全子会社との取引、料金やその他の取引条件が明白に確定されている普通取引約款に従った取引、取締役からの単なる贈与や債務の履行等については、会社に損害を与えるおそれがおよそ考えられないことから取締役会の承認は不要とするのが判例・通説です。

取締役会設置会社においては、原則として対象取締役が取引後遅滞なく取引についての重要な事実を取締役会に報告しなければなりません（同365②）。また、一定の要件を満たすときは計算書類の注記表に表示し（会算規98①十五・112④）、さらに上場会社においては有価証券報告書においても関連当事者等との取引として開示しなければなりません（金商24）。

コラム

○競業取引の承認

取締役が自己のために又は他者の代理人や法人等の代表者として（第三者のために）、会社の事業と商品・サービス・地域等が競合しうる市場において取引をしようとする場合も、利益相反取引と同様、取締役会（取締役会を設置していない会社においては株主総会）の承認が必要となります。取締役が事業の競合する会社の代表取締役に就任するときも同様です（会社356①一・365）。

この規制は、取締役が会社の営業情報や技術等を流用して、自ら又は第三者のために事業を行うと会社の利益が害されるおそれがあることから、これを予防するために設けられています。もっとも、実質上利害対立のおそれも、忠実義務違反のおそれもない完全親子会社の関係においては承認はいらないとするのが判例・通説です（大阪地判昭58・5・11判タ502・189）。

6　代表取締役・業務執行取締役の選定、役付・業務分担の決定、重要な使用人の選任等　▶会社362・363

(1)　代表取締役の選定、業務分担の決定等

いわゆる改選期に当たる株主総会で新任の取締役が選任された場合は、その直後に開催する取締役会において、代表取締役や業務執行取締役（指名委員会等設置会社においては、代表執行役等）を選定するとともに（会社362②三・363①二・420）、会長・社長・副社長・専務等の役付き、社長に事故あるときの代行者、それぞれの業務分担（管掌）、そして委嘱する役職等を決定するのが一般的です。

最近は、定時株主総会の時期を待たずに、暦年や事業年度の開始に併せて新体制を整えるために、年末や年度末の取締役会において、代表取締役・代表執行役の変更及び取締役・執行役らの業務分担や役職の変更をする会社も見受けられます。

なお、代表取締役・代表執行役が異動したときは、その日から2週間以内に、退任した者と新たな代表取締役・代表執行役の氏名及び住所を本店の所在地において登記する必要があります（同915）。支店においては、変更登記の必要がありません。

(2)　重要な使用人の選任

上記(1)により取締役の新体制が固まるのを受けて、通常は同日の取締役会決議により、支配人、各事業部長、支店長、製造所長等の「重要な使用人」（会社362④三）が選任されることになります。業務執行に関し相当程度の裁量と権限を有する、いわゆる「執行役員」も重要な使用人に当たると考えられますから、通常この取締役会の決議により選任されることになります。

作成書類等　○代表取締役就任承諾書
○取締役就任承諾書
○執行役員委任契約書（委任方式をとる場合）

7　取締役報酬等の配分　▶会社361

取締役が、報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益は、定款に定めがない限り、株主総会の決議によって定めなければなりません（会社361①）。実務上は、通常、まず全取締役に支払う報酬又は賞与の総額（上限額）を株主総会に諮りその承認を得ます。そして、各取締役へ配分する具体的な金額の決定については、取締役会の決定に委ね、これをさらに取締役全員の同意をもって会長や社長等特定の取締役に一任をし、その者が総会で承認を得た金額を超えない範囲において、個々の報酬や賞与額を決定する方法も用いられているようです（指名委員会等設置会社においては、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容は、報酬委員会で決定します（同404③）。）。

もっとも最近は、指名委員会等設置会社でなくても、社外取締役が参加する任意の報酬諮問委員会などの意見を踏まえたうえで、取締役会で報酬を決定する上場会社が増えています。また、業績に連動する報酬体系を導入している会社も少なくありません。この場合には、その具体的な算定方法を株主総会の決議によって定める（同361①二）か、又は株主総会で承認された総額、上限額を超えない範囲において、あらかじめ取締役会で決定した役位別の報酬基準額と業績の反映方法（加算・減算方法）に従うこととして、その具体的な算定を特定の取締役に一任する方法等が考えられます。

なお、公開会社においては、各事業年度に取締役に支払った報酬等の総額（社外役員や監査等委員がいるときはこれを区分します。）は、定時株主総会の際に株主に通知される事業報告に記載されます（会社規119二・121四・五・124六・七。なお、同124八参照）。

8　有価証券報告書・四半期報告書等の承認・提出　▶金商24・24の4の2・24の4の4・24の4の7・24の5

有価証券報告書提出会社においては、定時株主総会において計算関係書類の内容が報告され、剰余金の配当額も確定したことを受けて、会社は、その直後の取締役会で有価証券報告書を承認し、各事業年度経過後3か月以内に、これを内閣総理大臣（財務局長等）に提出しなければなりません（金商24）。これを提出しないと課徴金の対象となりますが、やむを得ない理由があるときは、提出期限の延長に係る承認申請をします（企業開示府令15の2①②）。

加えて、上場会社等は、有価証券報告書の記載内容の適正性に関する確認書及び内部統制報告書の提出が義務付けられています（金商24の4の2・24の4の4）。

さらに、有価証券報告書提出会社のうち、上場会社等については、3か月ごとに、四半期報告書の提出が義務付けられています（同24の4の7）。そしてそれ以外の有価証券報告書提出会社については、上期（当初6か月間）の経理状況等を記載した半期報告書を、上期終了後3か月以内に、内閣総理大臣（財務局長等）に提出しなければならないとされています（同24の5）。

9　非業務執行取締役等との責任限定契約の締結　▶会社423・424・427

取締役、監査役、会計監査人等の役員等は、その任務を怠ったときは、会社に対し、これによって会社に生じた損害を賠償する責任を負います（会社423）。この責任は、総株主の同意がなければ、原則として免除することができません（同424）。

ただし、例外の1つとして、定款で定めることにより、会社の非業務執行取締役等（業務執行取締役等を除く取締役、監査役、会計監査人又は会計参与）が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ会社（取締役会）が定めた額と、報酬・賞与等会社から得る財産上の利益（年額）を2倍した額（最低責任限度額（同425①一ハ）。）とのいずれか高い額を責任の上限とする旨の契約を非業務執行取締役等と会社との間で締結することができるとされています（同427①）。

したがって、このような定款の定めがある会社において、株主総会で新たに社外取締役や監査役等が選任されたときは、その者との間でこの責任限定契約を締結するか否かを通常その直後の取締役会において決定することになります。

作成書類等　○責任限定契約書

10　コーポレート・ガバナンス報告書の提出（取締役会全体の実効性の分析・評価等）　▶上場規程204・211・419・436の3・445の3

上場会社においては、東京証券取引所等の要請に基づき、コーポレートガバナンス・コードなど踏まえた、コーポレート・ガバナンス報告書を定時株主総会終了後、遅滞なく提出する必要があります（上場規程419・204⑫・211⑫・436の3・445の3・別添等）。

この報告書においては、例えば、取締役会は、経営戦略や経営計画、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方、経営陣幹部の報酬や指名を行うに当たっての方針と手続、取締役会全体の実効性についての毎年の分析・評価の結果の概要などについて開示が求められています。したがって、これらを開示するに先立ち、取締役会において検討やレビューを行っておく必要があると思われます。

作成書類等　○コーポレート・ガバナンスに関する報告書

11　内部統制システムの整備・運用状況　▶会社362、会社規100・118

会社法では、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）の整備が取締役会の決議事項とされ、大会社である取締役会設置会社ではこの決議が義務付けられています（会社362④六⑤）。

この内部統制システム整備のために必要な体制は次のとおりとされています（会社規100①）。

①　自社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

② 自社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
③ 自社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
④ 自社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
⑤ 次に掲げる体制その他の会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
　㋐ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の自社への報告に関する体制
　㋑ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　㋒ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
　㋓ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

これらに加えて、監査役設置会社であるときは、次の体制も含まれます（同100③）。

① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
② 上記①の使用人の取締役からの独立性に関する事項
③ 監査役の上記①の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
④ 次に掲げる体制その他の監査役設置会社の監査役の報告体制
　㋐ 監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が監査役設置会社の監査役に報告するための体制
　㋑ 監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員等から報告を受けた者が監査役設置会社の監査役に報告をするための体制
⑤ 上記④の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
⑥ 監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
⑦ その他監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

以上のような内部統制システムの整備について取締役会で決議した会社にあっては、少なくとも年に1度は、その整備・運用状況について担当役員から取締役会が報告を受け、各年度の事業報告に運用状況の概要を記載するとともに、状況に応じて改善していく必要があります（同118二）。

12 剰余金の配当（中間期末）　▶会社454・459、会算規155

会社法においても、会社は、定款で定めることにより、中間期末の時点の株主に対し、取締役会の決議をもって、分配可能額の範囲内でいわゆる中間配当を行うことができますが、この剰余金の配当は、原則として1事業年度の途中において1回に限られ、かつ配当財産が金銭に限られます（会社454⑤）。

他方、会計監査人設置会社でかつ監査役会設置会社、指名委員会等設置会社又は監査等委員会設置会社であって、取締役の任期が1年を超えない会社においては、定款で定めるこ

とにより、剰余金の配当を取締役会が決定することができます（同459①四）。この場合には、最終事業年度の計算書類に関する監査報告等において特段の意見が付されていない限り（同459②、会算規155）、中間期末に限らず任意の時期に（ただし、原則としてその基準日公告が必要です。）、取締役会決議をもって何回でも配当することができます。この制度に基づき、「四半期配当」を行う会社も現れてきています。

13　重要な組織の改正　▶会社362

例えば、新事業年度の開始に併せて、支店の他、事業部、製造所等重要な組織を新設したり改廃したりするときは、取締役会の決議が必要となります（会社362④四）。

14　設備予算編成（重要な財産の譲受け）　▶会社362

重要な財産を処分したり、譲り受けたりするときも取締役会の決議が必要です（会社362④一）。

したがって、事業年度の当初に設備予算を策定するような会社においては、そこにおいて事実上、重要な設備投資（資産の購入）が決定されることになりますから、これをあらかじめ取締役会で審議しておく必要があります。

第１　株式譲渡

10　譲渡制限株式の譲渡等承認手続

スケジュール

◆取締役会設置会社・株券発行会社（株主から請求がなされ、譲渡等を承認せず会社自身がその全部を買い取る場合）

日　程	法定期間・期限	手　　続	参　照
9/1		株主からの譲渡承認請求 （不承認の場合には会社又は指定買取人による買取りを求める内容）	1
	2週間以内		
		譲渡の不承認を決定する取締役会決議	2
9/10		決定内容の通知	3
9/26		会社が株式を買い取る旨及び買い取る株式の数を決定する株主総会決議	4
	それぞれ40日以内		
10/3		1株当たり純資産額に対象株式の数を乗じた金額を供託	5
10/12		供託を証する書面の交付	5
同日		会社による買取りの通知	6
	1週間以内		
10/18		株主が株券を供託	7
	遅滞なく		
10/19	20日以内	株主が会社へ株券を供託した旨を通知	7
		売買価格の協議	8
10/27		売買価格決定の申立て	9
11/10		売買価格の決定・決済 名義書換え	10

解　　説

株式は自由に譲渡できるのが原則ですが（会社127）、定款によって、会社が発行する全部の株式の内容として、又は種類株式の内容として、譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨を定めることができます（同107①一②一・108①四②四）。ただし、このように定款によって株式の譲渡制限を定めた場合にも、会社法は、株主に投下資本の回収の途を認めています。

株主は、譲渡制限株式を譲渡しようとするときは、会社に対してその譲渡について承認を求めることができ（同136）、株式を取得した者（株式取得者といいます。）も会社に対してその取得の承認を請求することができます（同137①。以下この項において、株式の譲渡と取得を併せて「譲渡等」といいます。）。さらに、株主及び株式取得者は、会社が譲渡等を承認しない場合には会社又は会社が指定した第三者（指定買取人といいます。）がその株式を買い取ることを求めることができます（同138一ハ・二ハ）。

なお、会社が株式を買い取る場合には自己株式の取得となるため財源規制等がありますので（同461①一・465①一）、注意が必要です。

◇　　◇　　◇

1　譲渡等承認請求の内容　　▶会社136～138、会社規24

株主からの譲渡承認の請求（会社136）は、①譲渡する株式の数（種類株式発行会社にあっては、譲渡制限株式の種類及び種類ごとの数）、及び②株式を譲り受ける者の氏名又は名称を明らかにしてしなければなりません（同138一イロ・二イロ）。

この際、請求者は、不承認の場合には会社又は指定買取人が買い取ることを併せて請求することができます（同138一ハ・二ハ）。

なお、会社法上譲渡等承認請求の方法は定められていませんが、後に紛争になることを防ぐため、定款（又は定款からの授権に基づく株式取扱規程等）によって承認請求の方法を書面に限定し、定型の書式を作成しておくと便利です。

また、株式取得者による株式取得の承認請求の場合は、当該取得者は、原則として、株主として株主名簿に記載等された者やその一般承継人と共同で承認請求を行わなければなりません（同137②）。ただし、株券を提示して請求した場合（会社規24②一）等の一定の場合には、株式取得者は単独で承認請求できます。

作成書類等　○株式譲渡等承認請求書

2　承認又は不承認の決定　　▶会社139

譲渡等の承認請求がなされた場合、会社は、定款で別段の定めを設けている場合を除き、取締役会（取締役会非設置会社においては株主総会）において、当該譲渡等を承認するか否かを決定しなければなりません（会社139①）。

作成書類等　○取締役会議事録

3　決定内容の通知　▶会社139・145

会社は、譲渡等の承認又は不承認を決定した場合には、その決定内容を請求者に通知しなければなりません（会社139②）。この通知は請求の日から2週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にはその期間）以内に行わなければ当該譲渡等を承認する旨の決定をしたものとみなされます（同145一）。したがって、譲渡等を承認しない場合には、会社は、請求の日から2週間以内にこの通知を行う必要があります。

ただし、請求者と会社が合意によってこの期限を変更することができます（同145ただし書）。

作成書類等　○通知（譲渡等の承認又は不承認の決定内容の通知）

4　会社又は指定買取人による買取りの決定　▶会社140・309

請求者が譲渡等の承認請求と併せて会社又は指定買取人による買取りを請求し、会社が譲渡等を承認しなかった場合には、会社は、会社自身が買い取るのか、それとも指定買取人を指定するのかを決定しなければなりません（会社140①④）。

この際、会社が買い取る場合には、取締役会設置会社であっても株主総会の特別決議によって決定する必要があります（同140②・309②一）。指定買取人の指定は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会設置会社では取締役会の決議により決定しなければなりません（同140⑤）。

会社が買い取る場合の決議事項は、①株式を買い取ること、及び②会社が買い取る株式数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）です（同140①一・二）。

なお、会社が株式を買い取る場合には、財源規制等が適用されます。

具体的には、買取代金の帳簿価額の総額がその効力を生ずる日の分配可能額を超えてはならず（同461①一）、この規制に違反した場合には譲渡等承認請求者と業務執行者が、会社に対して買取代金相当額を支払う義務を負います（同462①柱書）。また、この買取りをした日の属する事業年度に係る計算書類を取締役会が承認した日に欠損が生じた場合には、業務執行者が、会社に対して会社法465条1項柱書に定める超過額（当該超過額が買取代金の額を超える場合には買取代金の額）を支払う義務を負います（同465①一）。

作成書類等　○株主総会招集通知
○株主総会議事録（会社による買取りの決定）
又は
○取締役会議事録（指定買取人の指定）

5　売買代金の供託・書面の交付　▶会社141・142、会社規26

会社が株式を買い取る決定をした場合には、会社は、請求者に対して4の決定事項を通知（6参照）しなければなりませんが（会社141①・140①）、その前提として1株当たりの純資

産額（計算方法については会社法施行規則25条参照）に会社が買い取る株式の数を乗じて得た額を会社の本店所在地の供託所に供託して、供託を証する書面（供託書）を請求者に交付しなければなりません（同141②）。

会社は、3の決定内容の通知の日から原則として40日以内にこの交付を行わなければ譲渡等を承認する旨の決定をしたものとみなされますので（同145三、会社規26一）、注意を要します。

実際には、6の買取りの通知を内容証明郵便で行う際、通知文書の中で別途供託書を送付した旨を記載し、同時に配達証明郵便にて供託書を送付する方法が考えられます。

なお、指定買取人が買い取る場合には、指定買取人が上記供託及び供託を証する書面の交付を行わなければなりませんが（会社142②）、指定買取人が3の通知の日から原則として10日以内にこの交付を行わなければ譲渡等を承認する旨の決定をしたものとみなされます（同145三、会社規26二）。

作成書類等　○供託書

6　買取りの通知　▶会社140・141・142・145

会社が株式を買い取る場合、会社は、①会社が買い取る旨、及び②買い取る株式数（種類株式発行会社にあっては、買い取る株式の種類と数）を請求者に通知しなければなりません（会社141①・140①）。会社は、3の決定内容の通知の日から原則として40日以内にこの通知を行わなければ譲渡等を承認する旨の決定をしたものとみなされます（同145二）。ただし、この日数も会社と請求者との間の合意によって変更することができます（同145ただし書）。

なお、指定買取人が買い取る場合には、指定買取人は、3の通知の日から原則として10日以内に、①指定買取人として指定を受けた旨、及び②買い取る株式数（種類株式発行会社にあっては、買い取る株式の種類と数）を請求者に通知する必要があります（同142①）。当該期限内に通知がなされなかった場合、会社が譲渡等の承認をする旨の決定をしたものとみなされます。

これらの通知によって、会社又は指定買取人と請求者の間に株式の売買契約が成立すると解されており、請求者は、これらの通知を受けた後は、譲渡制限株式の買取請求を自由に撤回できなくなります（同143①②）。

作成書類等　○通知（会社が株式を買い取る旨の通知）
　　○通知（指定買取人として指定を受けた旨の通知）

7　株券の供託・通知　▶会社141・142

株券発行会社の場合、請求者は、5の供託を証する書面の交付を受けた日から1週間以内に、株券を会社の本店所在地の供託所に供託し、遅滞なくその旨を会社又は指定買取人に通知しなければなりません（会社141③・142③）。この期間内に当該供託がなされなかった場合、会社又は指定買取人は株式の売買契約を解除することができます（同141④・142④）。

作成書類等　○通知（供託の通知）

8　売買価格の協議　▶会社144

株式の売買価格は、原則として、会社又は指定買取人と請求者との間の協議によって決定します（会社144①⑦）。

9　売買価格決定の申立て　▶会社144・870

会社又は指定買取人及び請求者は、6の買取りの通知があった日から20日以内に、裁判所に対して売買価格の決定の申立てを行うことができます（会社144②⑦）。裁判所は、両当事者の陳述を聴いた上で（同870②三）、承認請求時の会社の資産状態その他一切の事情を考慮して（同144③）、株式の売買価格を決定します（同144④）。

なお、協議が調わず、上記の期間内に売買価格決定の申立てもなされない場合には、5の供託すべき額が売買価格となります（同144⑤）。

株式の移転は、売買代金の支払時に効力を生ずると解されます（同141④参照）。なお、5の供託額はその売買代金に充当されます（同144⑥）。

作成書類等　○株式売買価格決定の申立書

10　名義書換え　▶会社132～134

会社が株式を買い取った場合には、会社は、売買代金の支払の後、株主の請求によらずに名義書換えを行う必要があります（会社132①二）。なお、指定買取人が買い取った場合には、会社は、指定買取人の請求によって名義書換えを行うことになります（同133、会社規22②一なお、会社134三参照）。